

(1) 生活保護基準の見直し②

ウ 産科医療補償制度への対応

◎ 平成21年1月1日より産科医療補償制度が開始。

➡ 産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとした。

エ その他

◎ 出産扶助(施設分娩)、生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く)については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施する予定。